

令和3年4月1日

部活動に係る活動方針

三原市立第一中学校

1 基本方針

- (1) 生徒が、スポーツ・文化活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむ資質や能力を養う。
- (2) 生徒が、仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成するとともに、礼儀、挨拶等社会に出て役に立つ態度や習慣を育成する。

2 適切な運用のための体制

- (1) 校長は、部活動状況を把握して、顧問の長時間勤務の解消に向けて勤務時間管理を行う。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、活動計画等をホームページに掲載することにより公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、健康観察や関係設備・用具の安全確認等により、疾病や事故の防止に努める。特に、不調を訴える生徒には無理をさせず、保護者や養護教諭との連携を図る。
- (2) 部活動顧問は、適切な声かけなどにより、生徒との信頼関係を築く。特に、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や体罰の根絶をめざす。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日は、少なくとも1日を休養日とする。休養日は別紙カレンダーによる。(原則水曜日)
 - イ 土・日曜日は、少なくとも1日を休養日とする。ただし、土・日曜日の両日に大会で活動した場合は、次の週の平日を追加で1日休養日とする。
 - ウ 平日の活動時間は2時間程度、休業日(土・日・祝日)の活動時間は3時間程度とする。ただし、大会・練習試合の活動時間はこの限りではない。
- (2) 長期休業中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 学期中に準じた扱いとする。
 - イ 1日の活動時間は3時間程度、ただし、大会・練習試合の活動時間はこの限りではない。
 - ウ 夏季一斉閉庁の期間や年末年始の期間等を利用して、長期の休養期間を設ける。

5 学校で参加する大会等

- 学校で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。
- (1) 中学校体育連盟(国・県・南部・市)が、主催、共催する大会。
 - (2) 本活動方針の趣旨に則し精査した大会等。